昭和51年11月1日
第 730 号

広報 うえだ

発行 上田市
編集 秘書課
電話 上田㉒4100
印刷 田辺印刷

昭和27年12月22日第3種郵便物認可・毎月1日・16日発行・定価1部3円

▶山崎さん（栄養士）の説明を熱心にメモ

おいしくできるかな

「働く婦人の家で初の料理教室」

4月9日開館以来、大勢の婦人の皆さんに利用されている「働く婦人の家」では、より多くの皆さんに気軽に利用していただこうと、独自の生花、茶道、料理などの教室を開くことになり、10月23日、初の料理教室を開きました。

若い人から年配の人まで約20名の皆さんが参加山崎栄養士(保健所)の指導で「ミートハッシュ」「揚げクリーム」など4品を5班に分れて調理。試食では、みんな満足そうにほおばっていました。

〔関連記事6面〕

▲山崎さん(栄養士・中央)がむずかしい調理を直接指導。

うまくできるかな……
調理は分担能率的に ▶

主な内容

駅誘致を目途に北陸新幹線を考える 駅は必要「市民インタビュー」……2・3面
健康を考えよう「健康と環境衛生向上のつどい」開く…4面
よく確めて必ず返信、入学児童調査票……5面
別所温泉新温泉源がゆう出、共同浴場無料開放……5面
受講生を募集、働く婦人の家……6面
みなさんでいっしょにNHK「上田市民のつどい」開く…7面
差別の実態③同和問題を考える……8面

市民の動き（10月1日現在）

出生以下は9月中の数字

人口総数	107,662	(+108)
男	52,315	(+ 71)
女	55,347	(+ 37)
世帯数	31,144	(+ 32)
出生	131	(− 37)
死亡	50	(− 6)
婚姻	27	(+ 18)
離婚	9	(+ 4)

( ) 内は前月比

駅誘致を目途に 北陸新幹線を考える⑥

高桑 豊治さん（四十七歳・運転手）

①市議会議員さんの話しや新聞、市広報などで知っています。
②大上田市建設のために、絶対必要だと思います。
③市が大きく発展するためには、現駅周辺の道路網では、交通渋滞で「まひ」してしまうと思われるので道路整備などを含め、関係機関で十分調査して決定してほしい。
④市の発展は、望めないと思う。
⑤通過地域住民が安心できる、公害対策を実施するとともに、道路整備も行ってほしい。

山本孝子さん（二十一歳・銀行員）

①友人との話しの中で知りました。
②大賛成です。上田市の発展のためにも駅ができてほしいと思います。
③よくわかりませんが、現在の上田駅を拡大して併設したら、と思います。
④これ以上の経済的発展は望めないと思います。
⑤騒音や振動などが問題になると思いますので、対策に万全を期し、住民に迷惑がかからないようにしてほしい。もし駅ができたら、一部大資本のスーパーやデパートが立ち並ぶ（現在、進出が始まっていますが）上田でなく、上田市ならではの特色を持つとともに、貴重な自然を破壊しないでほしいと思います。

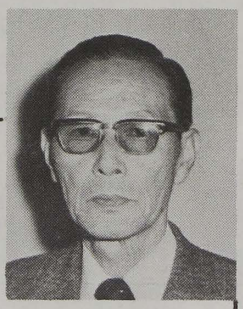

塩沢寿輔さん（六十七歳・旅館業）

①新聞で知っています。
②上小および更埴地方を含めた広域的な住民参加の体制を作り、あらゆる手段をつくして、体当り的な誘致運動を積極的に進めるべきだ。
③第一案として、現在の上田駅へ併設。第二案として、千曲川南側の地帯へ駅設置。
④地域の発展は望めず、むしろ過疎地域へとさびれて行くでしょう。
⑤新幹線駅を中心とした、広域的な新開発計画を立て、開通時期と合せて実施してほしい。
公害問題は、初期建設の東海道新幹線とは比較にならぬ、高度な技術が開発されていると聞くが、通過地域住民に、現実について十分な理解を求めておかなければ、市民全体の合意を得ることは不可能と思います。

上田駅は必要

＝市民インタビュー＝

北陸新幹線について、市民の皆さんがどう考え、何を望んでいるかをインタビューしました。

「北陸新幹線上田駅は必要であり、現上田駅に併設がよい」との声が多く、要望では「騒音、振動などの公害と通過地区住民だけを犠牲にすることのない対策を」と、全市的な立場で北陸新幹線問題を考えている人が多い事が少数のインタビューの中でも伺えました。

①北陸新幹線計画が実施されると、市内を通過することを知っていますか。
②現在、上田駅誘致の運動が行われていますが、どう思いますか。
③駅が誘致できるとしたらどの場所が良いと思いますか。
④駅ができなかったら、上田市はどうなると思いますか。
⑤北陸新幹線計画が実施された場合、なにか要望がありますか。

青柳 敏子さん（二十一歳・銀行員）

①新聞で知りました。
②誘致運動は、市の発展にもつながりますので、当然のことと思います。
③上田橋南側の御所のあたりはどうですか。
④市の産業経済、文化などにも大きな影響がでると思います。
⑤当然、騒音公害が問題となると思われるので十分な対策を行ってほしい。しかし、東京などの都市との交流が活発化し、上田の風習というか、地方色がうすれてしまうのでは、と心配です。これは、私個人のわがままでしょうか。

塚田 義子さん（五十五歳・主婦）

①広報で知りました。
②最初は、新幹線の必要性に疑問を感じましたが、社会的見地から考え、その必要性が分りました。駅がなければ何の意味もないと思うので、市民が総力をあげて誘致運動するのは当然だと思います。
③便利さなど、種々の面からも現駅への併設が良いと思います。
④今の信越線は、ローカル化し、市の将来のために、はかりしれない悔いを残すと思います。
⑤いつの時代でも交通の発達は、地域の発展に大きな影響を及ぼしてきました。新幹線も、この地方にプラスになるよう考えねばなりません。長野県の貴重な財産である自然をできるだけ、壊さないでほしいことと、通過する地区の人たちだけに犠牲を強いることのないようにしてください。

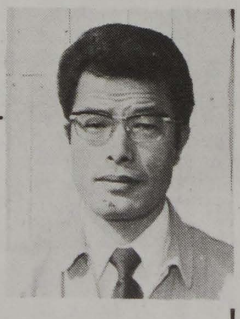

宮坂 誠さん（三十三歳・会社員）

①会社の全体朝礼の場で上司より話があり知っていました。
②大いに運動を進めていただき、ぜひ新幹線駅を誘致してほしい。まだ、P・R不足と思うので有線放送など利用したらと思います。
③現在の上田駅に併設することが良いと思います。市の全体的な発展を考えても、ほかにできたのでは、現駅周辺がさびれてしまうのがわかりますので。
④山陽新幹線で、駅のできなかった都市が、さびれてしまった例を見てもわかるように、信越線は、ローカル化し、目に見えてさびれていくと思う。
⑤東海・山陽新幹線でも騒音と振動が大きな問題となったので、さらに技術開発をして、通過地区の不安をなくすとともに、その地区の土地買収は十分な理解をもっていただきたい。

健康を考えよう

「健康と環境衛生向上のつどい」開く

▲市民会館で開かれたつどい

十月十三日、五十一年度「健康と環境衛生向上のつどい」が、県下の保健、環境衛生、精神衛生関係者など、約千三百名が参加して上田市民会館で行われました。

このつどいは、社会環境の激しい変化により、健康をおびやかす問題が多く起きている。この問題を解決するには、行政だけでなく県民一人一人が、生活の中で「健康と環境衛生」についてもう一度見直し、保健衛生活動に積極的に参加しようと毎年行っているもので、午前中の式典に続き、午後は「公衆衛生部会」「健康増進部会」「精神衛生部会」「母子保健部会」「環境衛生部会」の五部会に分かれて、体験発表と講演などが行われました。

公衆衛生部会では「健康を維持するには、菜食を主としたバランスのとれた食事と無理のない労働（適当な運動）が大切である」「上小地区の八十五歳以上の人（六百七十四人）の生活調査をした結果円満な家庭で役割を持ち、張りのある生活をし、食生活では、偏食せず、腹八分目で明るい生活をしている人が多かった。やはり、常に健康に留意していることが長寿につながっていると思われる」また子供の言語、精神発達遅滞（自閉症など）は、家庭や精神衛生センターの活動だけでなく、保健婦、保母、ケースワーカーなどと常に話しあい、地域と一体となって行った結果、効果があった障害児のケースの発表など六名の人が体験発表しました。

健康増進部会では、市内の成田栄さん（常磐城一丁目）が、ずっと続けてきた健康体操、自彊（じきょう）術を実演（写真）「この体操が長生きするという事は、どこにもないが、ただ、私は続けてやっているだけです」と発表、ほかに三名の人が、病気を克服した体験、病気せず長生きできた体験を発表しました。

精神衛生部会など三部会では、それぞれの専門家による講演が行われました。

また、式典で、母子保健事業に功労のあった、沖島時子さん（大字古安曾）など二十六名、二団体十施設が知事表彰を、二十名、六団体が長野県環境衛生連合会長表彰、一名、三団体が長野県精神衛生協議会長表彰を受けられました。

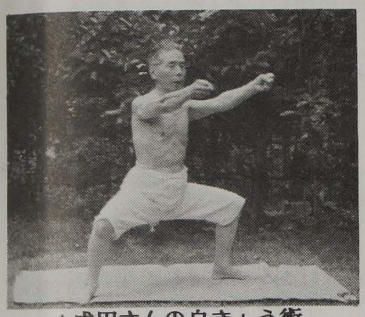

▲成田さんの自きょう術

定期監査の結果公表

上田市監査委員　小林　増次
同　竹内　正

昭和51年4月12日から昭和51年8月31日までの間に行った、定期監査の結果について次のとおり発表します。

◎監査の内容
昭和50年度における予算の執行、事務処理の状況、契約および工事等の実施状況。

商　工　部

商　工　課
特記事項なし。

観　光　課
補助金に対して高額に見合う決算剰余金を年々繰り越している団体等に対する継続的な補助金交付の可否について検討されたい。

労政課、勤労青少年ホーム
特記事項なし。

農　政　部

農　林　課
1. 農業振興補助金は、要綱に基づいて適切に執行されているものと認めたが、事務処理の不備なものも見受けたので今後は注意して整備されたい。
2. 造林、林道等委託事業の一部については、いずれも適切に実施されていることを現地において確認し特に指摘すべき事項はなかった。

農業共済課
掛金等徴収簿の処理に遺漏のないよう注意されたい。また未納整理については、早期回収を図られたい。

耕地課、構造改善課
土地改良事業、農業集落道路の実施状況はいずれも設計書どおり期限内に完成したことを現地において確認し、これに対して特に指摘すべき事項はなかった。

塩田有線放送所
特記事項なし。

建　設　部

管　理　課
1. 市営住宅使用料を未納のまま退去し、その後住居不明等のため徴収が不能となって欠損処分がなされたが、今後は未納者に対する催告等を強化し、なお保証人の責任についても指導徹底を図るなどして入居中の回収に鋭意努められたい。
また、繰り越した未納額については、関係課協力して早期回収を図られたい。
2. 同和地区住宅新築資金等貸付金は、資金枠の拡大や利用者の増加に伴い長期におよぶ、これが償還事務も複雑広範にわたっているので台帳等の管理、事務処理に十分意を用いて正確を期されたい。
また、督促等を含め未納整理については、関係課の責任区分を明確にして遺憾のないよう対処されたい。

下水道課
第1期計画に基づく下水道受益者負担金は、当年度が最終納期限にあたるが、収入未済額について早期回収を図られたい。

建設部関係工事について
現地監査した室賀基幹集落センター新築工事外土木建築工事等11件の工事実施状況は、いずれも設計書のとおり期限内に完成したことを確認した。また、これについて特に指摘すべき事項はなかった。

水　道　局

1. 水道料金、故障修理費について延滞金の徴収または減免処理を行ったものおよび給水停止処分等については、整理簿にその内容を記録し、処理経過を明確にすべきものと思われるが、事務処理について検討されたい。
2. 染屋10号濾過地および新屋取入口築造工事の実施状況は、いずれも設計書のとおり期限内に完成したことを確認し、特に指摘すべき事項はなかった。

お知らせ

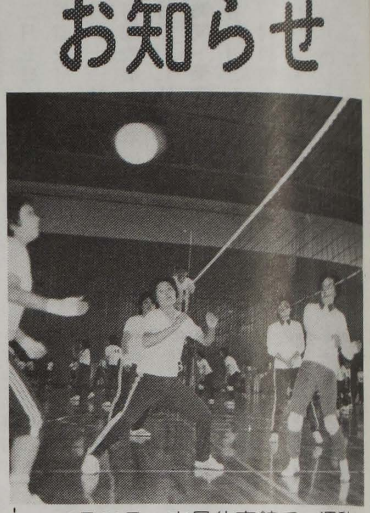

10月24日、市民体育館で、運動不足になりがちな家庭婦人に、美容と健康と仲間づくりにと、第9回家庭婦人バレーボール大会が開かれ、熱戦を展開、混成チームの竹の会が優勝しました。

よく確かめて 必ず返信

入学児童調査票

教育委員会では、来年四月に小学校へ入学する児童を正しくはあくするため、往復はがきによる「調査票」を十一月二十日頃までに、入学児童のいる家庭へ送付します。

各家庭では「調査票」に書かれていることがらに誤りがないか確かめて、必要なことがらを記入して、十一月三十日までに、教育委員会学校教育課（大手一—一一—一六）へご返信ください。返信が遅れると「入学通知書」がおそくなります。

来年の入学児童は、

昭和四十五年四月二日から
昭和四十六年四月一日まで

に生れた児童です。

十一月二十日を過ぎても「調査票」が届かない場合は、教育委員会学校教育課学務係へご連絡ください（☎㉒四一〇〇内線五四四有線②〇八六一）

婦人検診

今月の婦人検診（子宮ガン）は十一月十二日㈮です。

希望者は、市役所一階保健予防課、または塩田、川西各支所へ検診当日か前日に、千円を添えて申込んでください。

〈担当医院〉

午前＝国立東信病院、上田市産院竹内産婦人科、新美産婦人科、午後＝三浦産婦人科、市川産婦人科、長岡産婦人科。

一日＝高橋産婦人科、三好町産婦人科、豊田産婦人科、共立産婦人科。

別所温泉

新温泉源がゆう出

共同浴場 無料開放

別所温泉財産区は、今年四月から新温泉源を掘削してきましたが八月高温（五二度）で多量の温泉をゆう出する湯脈を掘りあてました。

この新温泉源のゆう出を祝い、市民の皆さんに、温泉に親しんでいただくため、十一月二十二日㈪から二十八日㈰までの一週間、別所温泉の石湯、大師湯、大湯、相染閣（夜間のみ）の共同浴場を無料開放します。市民の皆さん大勢のおでかけをお待ちしています。

写真上、下
高温の温泉を多量にゆう出する新温泉源

恩給などの相談をどうぞ

11月1日から「援護月間」

「援護月間」は、戦傷病者、戦没者遺族、引揚者、旧軍人などの待遇について定めた、援護法、恩給法の各種給付金などの相談を行うとともに、請求手続きなどの説明指導を行います。

〈個別相談日〉

十一月五日㈮午前十時から午後三時三十分。小諸市役所三階会議室。

〈お問合せ〉

福祉事務所社会課社会係（☎㉒四一〇〇内線三七八有線②〇八〇一）

生活の中に 家計簿を

1冊200円市民課で

毎年好評の貯蓄増強中央委員会発行、52年度「あかるい生活の家計簿」を市民課生活係であっせんします。

1冊200円で300部限りです。

ご希望の方は、代金を添えて早目に申込んでください。電話での申込みは受付ません。

受講生を募集
働く婦人の家
毛筆・生花・茶道・料理

四月開館以来、婦人の皆さんに利用され親しまれている「働く婦人の家」では、十一月十八日から働く婦人の家独自の各教室を開き婦人の皆さんに趣味や教養を伸ばす場として活用していただくため次により受講生を募集しますので早目にお申込みください。

働く婦人の皆さん、ゆっくりした休養の場に、また「なんでも話し合える仲間づくり」の場に積極的にご利用ください（使用料無料）

〈科目・受講日〉
毛筆習字教室（佐藤鶴園さん）十一月十八日(木)、二十五日(木)
生花教室　（山崎幸子さん）十二月七日(火)
茶道教室　（小宮山宗輝さん）一月二十一日(金)、二十八日(金)
料理教室　（未　定）二月二十五日(金)

〈時間・受講料〉
各科目とも午後六時から約二時間。材料費を申込み時に納入していただきます。（受講日二日前までに取り消しの連絡がない時は、お返しいたしません）

〈申込期日・受付〉
受講日一か月前から三日前まで

働く婦人の家で受付ます（電話での受付はしません）

〈定員・お問合せ〉
各教室とも二十名、働く婦人の家（旧染谷高校跡）（☎㉗二九八八）

市営住宅補充入居者募集

市営住宅の補充入居者の随時募集を次により行いますので、希望者は、十一月一日以降、市役所二階管理課へお申込みください。

〈募集地区〉
梅が丘・桜台団地の二種住宅（神川、豊殿）
内堀団地の二種住宅（塩田）
上田原、千曲町の二種住宅。

〈申込資格〉
上田市内に住んでいるか、勤務先きのある人で、住宅に困っている人。
申込む月の前一か年の収入が扶養一人の場合で、百十二万四千円以下の人（扶養親族の人数によりちがいます。）

〈入　居〉
随時募集ですので、申込み順に希望地区の住宅があいた時、入居できます。

〈お問合せ〉
建設部管理課住宅係（☎㉒四一〇〇内線三四五有線②〇七三一）

養子縁組
こせき（戸籍）の話　④

市民課

昔は「米ヌカ三合」あれば養子に行くな、などと言われていましたが、その理由はあまり、さだかではないようです。

養子縁組には、新婚夫婦と縁組する両養子、親せきや知人の子供と縁組する養子縁組とがあります。

最近、「一時養育するために預った幼児を、里方へ帰すのにしのびがたい情にからまれ、相手方と話しがまとまったが戸籍上はどうなるでしょうか」などと相談を受けることがあります。

養子縁組は、結婚と同じように、届けを出すことによって、法律で認られます。したがって養子縁組を届け出たその日から親、子として、法律上はもちろん社会的にも認められ、財産などを相続する権利や義務が生じます。縁組した親に実子があれば、兄弟姉妹となり、縁組後、その親に子が生れれば、やはり兄弟姉妹となります。

養子は、実家とその親族との関係もそのままで、身分的にもなんの変化もないわけで、実家の財産分与（法律で定められた分）の取得権があります。

以上のようなことから、養子縁組は、実子と同じ身分関係をもつ行為といえます。

養子縁組に当っては次のことがらに注意してください。

①縁組する親は、成人した人でなければいけません（ただし、婚姻により成人に達したとみなされた人は、二十歳未満でもかまいません。）

②養子は、縁組しようとする親の尊属、または親より年下でなければいけません。

③十五歳未満の児童を養子にするとき（本人、または配偶者の直系卑属を養子とする場合は除く）は、家庭裁判所の許可を得なければなりません。

④配偶者のある人は、その配偶者とともに縁組しなければなりません（ただし、夫婦の一方が他の一方の子を養子にする場合は、単独でもよい）

⑤養子が十五歳未満のときは、その法定代理人（養子に代る実父母）が縁組の届けでをしなければなりません。

灯油・プロパン情報協力店価格（11月5日以後）

品名	単位		安値	高値
灯油	18ℓ	店頭	648円	700円
		配達	700円	750円
	200ℓ	配達	7,200円	7,600円
プロパン	m³		1,730円	1,750円

販売価格に変動があった場合は、広報うえだでお知らせします。

みなさんごいっしょに

NHK「上田市民のつどい」開く

＝お国自慢にしひがし＝など多彩な催し

都はるみさん　森進一さん　森昌子さん

ＮＨＫ（日本放送協会）長野放送局では、上田市と共催して、11月６日㈯から11月25日㈭まで「上田市民のつどい」を行います。

このつどいは、地域住民の皆さんに、ＮＨＫを理解していただくとともに、地域に密着した親しめる放送を行うもので、小学生の皆さんに、テレビ中継車を公開しテレビカメラを自由に繰作し、放送のしくみを勉強していただき、高校生の皆さんには、アナウンス、インタビューなど放送技術の研修会、おかあさん方には、子供について話しあっていただくなど、放送番組をはなれて、皆さんと一緒に勉強したり、ご意見を伺います。また、次のような公開番組も行いますので、市民の皆さん大勢ご参加ください。

お問合せは、ＮＨＫ長野放送局放送部まで（☎長野㉝３２０１）

▶「高校生のための放送研修会」11月６日㈯午後１時30分～３時、上田勤労者福祉センター

▶「ＦＭ６時のジョッキー」（公開録音）11月６日㈯午後３時～５時、上田勤労者福祉センター
（放送は、８日㈪、９日㈫午後６時からＦＭで放送）

▶「きみもカメラマン」（テレビ中継車公開）11月15日㈪
午前10時～12時　西塩田小学校
午後２時～４時　別所小学校

▶「ＮＨＫなんでも相談所」
11月16日㈫　室賀基幹集落センター（川西）
11月17日㈬　鈴子公民館（塩田）
11月18日㈭　五加公民館（塩田）
11月19日㈮　上田勤労者福祉センター
各会場とも午前10時～午後４時。ご意見、ご要望、なんでも結構です。お気軽にご相談ください。

▶「おかあさんの勉強室」（公開録画と講師と話しあい）11月19日午後１時～３時30分上田勤労者福祉センター
子供の「過保護」について、辰見敏夫さん（東京学芸大学教授）の話しを聞き、録画（30分）終了後講師と話しあっていただきます。（放送は、12月22日㈭教育テレビ午後３時35分～４時５分、再放送は23日㈭総合テレビ午前11時20分から）

▶「社会教育と放送」（指導者のための研修会）11月20日㈯午前９時～12時30分、上田市公民館
社会教育の分野で、全国の市町村で約20％が放送を主体に活動を進めています。こうした動きの中でさらに活用するにはどうすれば良いかを考えます。

▶「おかあさんの家庭講座」（鈴木健二とともに）11月20日㈯　午後１時30分～３時30分、上田市公民館
鈴木健二アナウンサーが「こどもとのふれあい」をテーマにお話しします。

▶「視聴者懇談会」11月22日㈪午後１時30分～３時30分上田市公民館
ＮＨＫに対するご意見やご要望を直接お聞きし、今後の放送番組や経営に反映させていきます。

▶「お国自慢にしひがし」（公開録画）11月25日㈭午後７時～７時50分、上田市民会館
司会＝相川浩アナウンサー
出演＝富永一郎さん（漫画家）、森進一さん、都はるみさん、森昌子さん

入場ご希望の方は、必ず往復はがき（１枚１名）で、長野市城山公園内、ＮＨＫ放送局「お国自慢にしひがし」係へ（〒380）。11月10日㈬必着のこと。申込み多数の場合は、抽選で決定します。
（放送は、来年１月５日㈬午後８時～８時50分）

ご寄付お礼

▽塚田　明様（長野市）　二十万円、養蚕振興資金として、
▽宮沢喜十郎様（上本郷）土地二七・六九㎡、防火貯水そう用地として
▽矢幡義宣様（本郷）土地二四・四㎡、防火貯水そう用地として
▽田中尚亮様（上本郷）土地四八・五㎡、防火貯水そう用地として
▽田中八重子様（本郷）土地三三㎡防火貯水そう用地として
▽綱島幸寛様（本郷）土地一六・六六㎡、防火貯水そう用地として
▽小林勝様（本郷）土地二七・六㎡防火貯水そう用地として
▽宮沢袈裟雄様（富士山）土地二〇・八㎡　防火貯水そう用地として
▽町田周次様（富士山）土地二五・一六㎡、防火貯水そう用地として
▽宮沢福太郎様（富士山）土地一三㎡　防火貯水そう用地として
▽黒沢千秋様（富士山）土地四・六八㎡、防火貯水そう用地として
▽宮沢喜兵衛様（前山）土地三〇・〇二㎡、防火貯水そう用地として
▽滝沢泰男様（秋和）オルガン一台、働く婦人の家へ
▽渡辺文平様（横浜市）十万円福祉事業資金として
▽上田市農協婦人部様、二十二万五千八百十円　福祉事業資金として
▽坂井実雄様（習志野市）五千円福祉事業資金として
▽上田城南ライオンズクラブ様、カラーテレビ五台、報恩寮へ
▽関谷あぐり様（仁古田）ぞうきん百枚、浦里小学校へ
▽渡辺英子様（下之条）エアーポット二個、下之条保育園へ
▽橋詰博子様（下之条）茶のみセット一式、下之条保育園へ
▽下之条保育園保護者会様、カセットテープ、レコーダー一台、レコードケース、下之条保育園へ
▽西塩田保育園保護者会様、ままごと道具二組、西塩田保育園へ
▽神川第一保育園保護者会様、卓上扇風機一台、卓上ステレオ一台神川第一保育園へ
▽室賀保育園保護者会様、ヤマハピアニカ十二台、室賀保育園へ
▽下之条老人クラブ様、ぞうきん三十枚、下之条保育園へ
▽神川第二保育園保護者会様、トンネル山、神川第二保育園へ
▽宮下正一様（下塩尻）冷蔵庫一台、塩尻保育園へ
▽塩尻保育園保護者会様、ステージ引幕、扇風機一台、塩尻保育園へ
▽城下保育園保護者会様、８ミリ撮影機、８ミリ映写機、カメラ各一台、フラワモビリーユニコックス四個、城下保育園へ
▽石井光一様（大手二）二十万円点訳奉仕者用辞書購入資金として
▽町島喜久様（松本市）日本画三十号一面、老人福祉センターへ

以上の皆さんから、ご寄付いただきました。厚くお礼申しあげます。

差別の実態

③

同和問題を考える

差別意識を植えつける父母や祖父母のみに問題があるのではありません。今日の社会のなかに、なお人間関係を上下の関係でみるという封建的な物の見方考え方が、根強く残っています。このことと個人個人が持つ差別意識とは無関係ではありません。

差別意識を持っている個人はもちろん強く批判されなければなりませんが、それを生み出す社会の封建的なものを根こそぎなくしていかねばなりません。

個人の意識が先か社会の意識が先かということは、ニワトリとタマゴの関係のようなものですが、個人と同時に社会のありさまを変えていくことが必要なのです。

そして、とくに考えていただきたいのは、社会で差別待遇をうけている人たちは、どういう人かということです。たとえば身体障害者や病気の人のことを考えると、よく理解がいくでしょう。この人たちを差別するのは、健康者の立場だけからみているのであって、全く誤っています。人間はすべて人間として尊敬されなければなりません。身体障害者の社会への貢献、能力をおしつぶしているのが今日の社会です。

部落問題もまったく同じです。社会が、教育を受ける権利、労働する権利などを不当に奪ってきました。だから、しかたなく人のいやがる職業に低賃金でつかざるを得ないわけです。生活水準も低くならざるを得ないわけです。それがまた人々の差別意識をかきたてきました。

差別のない社会の第一条件は、すべての人間が、そのもっている能力を、十分に発揮して働き、活躍できることではないでしょうか。

差別の正しい認識

差別ということばのもっている意味、内容を、あらためて問われると、誰しも返事に困るのではないでしょうか。差別は、封建的な考え方が、身にしみついている遅れた人々の誤った観念にあると考えられやすいのです。

差別を、このように人間の頭の中のものとしてとらえると、形のない目に見えないものであるだけに、どこまで追っていっても、とらえることはできません。

おくやみ

次の方々がなくなられました。つつしんでご冥福をお祈りいたします。（九月三十日現在）

荻原清治さん　中央東（上川原柳）七三
大井清さん　中央六（愛宕町）六一
宮崎作治さん　中央西二（下紺）七八
土屋竹路さん　長島　七五
丸山祐子さん　中之条　〇
石井ふじいさん　下半過　七二
藤本俊正さん　中央西二（鎌原）五六
大川武雄さん　中央三（原町）六六
足立房枝さん　上塩尻　六二
竹田志げさん　諏訪形　七六
足立佳子さん　下塩尻　六〇
伊藤駿治さん　常田二（中常田）六九
山浦ゆきゑさん　常磐城四（生塚）七三
丸山陽子さん　中之条　二
田中彰さん　下之条　一
高桑たけさん　中央六（上鍛治町）八一
西沢恒雄さん　福田　六五
志賀き久江さん　神畑　六六
池田昌司さん　常入一（踏入）三四
牧内栄美子さん　中央六（上鍛治町）一三
池田澄代さん　長島　三六
清水しささん　須川　五九
羽賀静子さん　緑が丘三（緑が丘西）六九
西川覚さん　吉田　七二
宮坂敏躬さん　常田二（北常田）八六
藤沢房吉さん　常入一（染屋）七六
猪飼源太郎さん　天神一（北天神）七〇
日向好文さん　諏訪形　六八
宮沢秀吉さん　常磐城六（常磐町）六五
原田重雄さん　大屋　七八
城田瑞穂さん　倉升　五五
原田吉春さん　中央五（上川原柳）六七
塩入敏三郎さん　大屋　五四
渡辺喜内さん　材木町一（材木町）八七
小池京市さん　秋和　七二
関口亮康さん　常田二（下常田）七五
勝野正哉さん　中央二（本町）五一
金子よ志さん　赤坂　九〇
春原和子さん　林之郷　五一
滝原満太郎さん　矢沢　六四
佐藤九重郎さん　西前山　五二
庄村たねさん　中央六（鍛治町）七六
小松けささん　下本郷　七七
若林ゑいさん　中野　七三
池田文子さん　分去　六四
白木末吉さん　上吉田　八三
小宮山真理子さん　神畑　二四
大沢恵さん　小泉　七三
井沢袈裟蔵さん　越戸　五〇
村松きいさん　藤ノ木　八〇

今月の伝説ところどころ

「岡城の伝説」

18日＝上田ケーブルビジョン午後六時。

20日＝三有線放送。

今月の納税

国民健康保険税六期分、わすれずに納入期限までに納めましょう。

いますので、なるべく早目に投票をすませるようにしてください。投票においでのときは、入場券と

選挙特集

広報 うえだ

昭和51年11月10日
号外

発行 上田市
編集 秘書課
電話 上田㉒4100
印刷 田辺印刷

昭和27年12月22日第3種郵便物認可・毎月1日・16日発行・定価1部3円

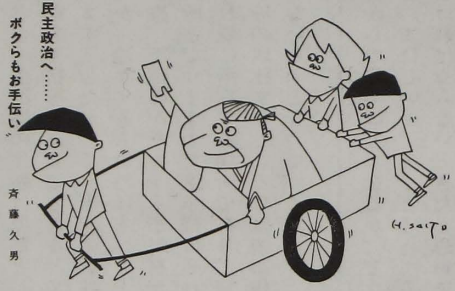

きれいな選挙で明るい社会

「12月5日」衆議院議員総選挙

最高裁判所の裁判官国民審査も

この選挙は、選挙関係二法の改正後、初めてであり、その成果について問われる重大な意義を持つ選挙です。義理や人情にまどわされることなく、よく候補者の人格、識見を見極め、違反に問われるようなことは絶対にさけて明るい選挙で、私たちの付託にこたえられ、国政をまかすにふさわしい人を選びだすため棄権することなく投票しましょう。

投票できる人

投票日現在、満二十歳以上の人で、八月十四日以前から、三か月以上引続き上田市に住んでいて、住民基本台帳に記録され、さらに選挙人名簿に登録されている人です。

△転出者…八月十五日以後に上田市から転出された人で、転出先の市町村の選挙人名簿に登録されていない場合、旧住所地（上田市）の名簿にまだ登録されていれば、旧住所地の投票所で投票できます。

△転入者…八月十五日以後に上田市外から上田市へ転入された人で、上田市の選挙人名簿に登録されていない場合、旧住所地の名簿に登録されていればそこで投票ができます。

△市内転居者

十月三十日までに市内で他の投票区に住所を移転し、市役所市民課か各支所へ転居届をされ、台帳に登録された人は、新住所地の投票所で投票ができるようになります。

十一月一日からの転居届を出された人は、旧住所地の投票所で投票することになります。

不在者投票ができます

投票日に、やむを得ない用事で投票所へ行くことができない場合は、本人が直接、不在になる旨の宣誓書を提出すると、不在者投票をすることができます。

期間は、公示の日から、投票日の前日までで、午前八時三十分から午後五時まで、毎日、選挙管理委員会室（市役所四階）で行っていますので、なるべく早目に投票をすませるようにしてください。投票においでのときは、入場券と印鑑を必ずお持ちください。

入場券

入場券は全部郵送します。投票日近くなっても届かないときは、選挙管理委員会へ連絡してください。

入場券が届かない場合でも、選挙人名簿に登録されている人は、投票することができます。

入場券は世帯宛としてありますので、それぞれ自分の分を点線から切りとって投票所へ持参してください。

投票できる時間

午前七時から午後六時までです。須川、畑山、長入、岩清水、野倉の各投票所は午後五時までです。

投票はなるべく早目に、時間の余裕をみて投票しましょう。

投票の方法

衆議院議員総選挙と最高裁判所裁判官国民審査の投票用紙を同時にお渡しします。それぞれに記載して、定められた投票箱にそれぞれ投票してください。

投票が自分でかけない人は、投票は、自分で書くことになっていますが、手をいためていたり

字をしらないために字が書けないなどの場合は、投票所で申し出てください。補助者の代筆によって投票することができます。

投票の秘密は厳重に守られますので安心して、ご遠慮なく申し出てください。

学生の選挙権

修学のため寮、下宿等に居住する学生、生徒等の住所は原則として寮や下宿等にあることとなっています。したがって、家族の居住地から通学する人以外はすべてその寮、下宿等が所在する市町村が住所となりますので選挙権はそれぞれ現に所在する場所であり、家族等の居住するところには選挙権がないものとなっています。

重度身障者の皆さんは郵便による不在者投票

重度の身体障害者は郵便による在宅投票ができます。しかし、だれでもができるのでなく次にかかげる条件に該当する人が投票できますので、該当する場合は早く手続きをすませてください。

一、投票できる人

(1)身体障害者手帳の交付を受けている人に限られ、両下肢、体幹障害が一級または二級になっている人。

心臓、じん臓、呼吸器障害で一級から三級までの人。

(2)戦傷病者手帳の交付を受けている人は、両下肢、体幹障害者で特別項症から第二項症までの人。

心臓、じん臓、呼吸器障害で特別項症から第三項症までの人。

(3)前(1)、(2)に該当する両下肢等の障害の程度がどれにあたるか明らかでない場合、例えば原始傷病名が記載されている場合等は、県知事がどれに該当するか証明することになっています。これに該当する人で証明を必要とする人は、市長に申請していただきます。

この事務は福祉事務所において取扱っていますのでお問合せください。(☎㉒四一〇〇内線三七三有線②〇八〇一)

二、郵便投票証明書の交付申請

(1)投票を希望するときは、選挙人が登録されている名簿がある市町村選挙管理委員会の委員長に対して、該当者本人の署名をした文書により、郵便投票証明書の交付を受けてください。この申請の場合、障害者手帳と県知事の証明が必要な場合は、前記一の(3)の証明書を添付してください。

(2)前記の申請により書類審査の上該当すると認められると郵便投票証明書を本人宛に郵送します。

(この証明書は、四年間有効ですから大切に保管してください)

三、投票の手続き

(1)選挙の期日前四日までに、その登録をされている選挙人名簿の属する市町村選挙管理委員会の委員長に、本人の署名した文書により、郵便投票証明書(二の(1)により交付を受けたもの)を提示して、投票用紙及び投票用封筒の請求をしてください。

(2)交付を受けた選挙人は、投票用紙に、本人自身で候補者一名の氏名を記載し、これを投票用封筒の表面に投票記載の年月日及び場所を記載、その表面に署名し、更にこれを別

総選挙を迎えて

上田市選挙管理委員会委員長　森山　潔

この度、第七十八回臨時国会が開かれ、十二月五日が任期満了による総選挙の日と決定されましたご承知のとおり国会は国権の最高機関であるといわれております。これは主権者である国民一人一人に代わって、国会議員を選挙(投票)という形をとおして国政に参与することでありまして、国民を直接代表する機関としての存在であるからなのです。

昨今の混乱した政治情勢を見ても、また経済界の在り方など、なかなか大変な時期を迎えていますまた国際情勢もきびしい中で、これからの日本はどうなるか、どうなってほしいか、とくと考えてみなければならないときだと思います。

選挙に金がかかりすぎる。何とか金のかからない選挙にしたい。そして明るい正しい選挙に終わらせたい。これは選挙に関係する者ばかりでなく、広く国民の念願でもあったわけです。さきにこうした趣旨を含めて選挙の関連法が改正され、こんどの選挙が初めての試みとなるわけです。

立候補するものはもちろんのこと選挙運動に関係する人々はこの趣旨にのっとって活動されることは当然ですが、市民の皆さんもこの選挙を監視して、目的達成にご協力をお願いしたいのです。

この度の選挙は、ある意味合いからすれば画期的なものでありますので、立候補者の意見を十二分にきいて、これと思う人を選んで必ず投票するようお願いしたいのです。もしもあなたが投票を怠るような事があれば、あなたは自分の間接的な国政参加への権利を放棄することにもなるし、またあなたの好まない人を逆に当選させることにもなるわけです。

なお投票するときは、誰に投票したのか、開票する人々に判るように、ハッキリと氏名を書いて投函して下さい。

の不在者投票送致用封筒に入れて、当該選挙人が登録されている選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員のないよう注意してください。

この投票方法は、時間がかかるので早目に諸手続きが完了

何人も、選挙に関し、公職に就くべき人を予想する人気投票の経過または結果を公表することは禁止されている。

陣中見舞に清酒をもっていきますがこれも含まれています。特に昨年の法の改正により、公職の選挙運動員等をおどかしたり、演説、集会、交通などを妨害したり、選挙用のポスターを破いたり、

の不在者投票送致用封筒に入れて、当該選挙人が登録されている選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長に郵便で送付します。この場合は、必ず郵便で送付しなければなりませんので間違いのないよう注意してください。

この投票方法は、時間がかかるので早目に諸手続きが完了するようにしてください。

(3)手続き用紙は選挙管理委員会に準備してあります。

不正な選挙運動は みんなの力で追放しよう

選挙運動は、自由であることが理想であり、もっとものぞましいことですが、自由であると、金や権力や情実等にものをいわせて、なんでもできる（お金がある）人が有利になり、明るい選挙が行われなくなるので、公職選挙法により、公平に平等に選挙ができるよう、選挙運動に関しいろいろ制限を設けています。

「してはいけない運動」

戸別訪問

選挙運動のために、連続して戸別に選挙人の居宅を訪問することです。（官公庁、会社、工場、事業所等も戸別のなかにはいります）

また一戸だけ訪問してもその状況、内容等により戸別とみなされることもあります。また、玄関内にはいらずに軒下、庭等であっても戸別訪問に該当します。単なるあいさつ、名刺をおいてあるくことなどもいけないことで、何人も戸別訪問することはできません。この場合立候補届出後であるか、立候補の決意前であるかは、同罪の成立に影響がないとされています。

署名運動の禁止

選挙に関し投票をしてもらうため、または投票を得させない目的で、選挙人に対し署名運動することは禁止されています。

人気投票の公表の禁止

何人も、選挙に関し、公職に就くべき人を予想する人気投票の経過または結果を公表することは禁止されています。

飲食物の提供の禁止

何人も、選挙運動に関しては、その名目はどうであろうと、飲食物（なんら加工しなくてもそのまま飲食に供し得るもの。たとえば、料理、弁当、酒、ビール、ジュース、果物、菓子等）を提供することはできません。たとえば、候補者が選挙運動員や労務者を慰労する目的で飲食物を提供する。第三者が候補者を激励するためにいわゆる陣中見舞として候補者等に飲食物を提供することもいけません。

陣中見舞に清酒をもっていきますがこれも含まれています。特に昨年の法の改正により、公職の候補者等は寄付禁止の条項にふれる場合がありますので十分注意してください。

ただし、お茶や日常もちいられている程度の菓子はさしつかえありません。

気勢を張る行為

何人も、選挙運動のために自動車をつらね、または隊ごをくみはち巻や旗等をたてて往来するなどは、気勢を張る行為で禁止されています。

買収供応

選挙運動のため、選挙人または選挙運動者に対し、金銭、物品などをおくったり、約束すること、また、飲食物を提供し、芝居や遊覧飛行に案内したり、その他相手方に慰安などを与えて歓待することは買収に該当します。

選挙妨害

候補者について、デマをとばしたり、選挙人、候補者、選挙運動員等をおどかしたり、演説、集会、交通などを妨害したり、選挙用のポスターを破いたり、投票に干渉し棄権をすすめたりして選挙の自由をさまたげると選挙の自由妨害の罪となります。ただし、ポスターを住居、公道、私道上や、公私有地や、電柱（電話、電力、有線放送、防犯灯用など）等に無断で掲示されたものをとり除いても妨害にはなりません。

連呼行為の制限

病院、学校、立会演説会場等の附近では静かにするなどの制限があります。

選挙後のあいさつ行為の制限

選挙後のあいさつ行為は期日の定めはなく、文章、口頭、会合等を利用してすることが制限されています。

ポスター

無検印、無証紙のポスターを、事業所、事務所等に掲示するため頒布する場合でも違反となります。

「だれにもできる運動」

ポスター掲示

検印を受けた候補者の選挙運動用ポスターを、候補者や運動員に頼まれて、自宅に掲示したり知人や友人の家に掲示してもらうことができます。

ただし、検印を受けたポスター（証紙もある）以外のポスター等は一切いけないことになっています。

よく屋内用等といって無検印のものはよいとのことがいわれますがこれらは一切認められません。また屋内用と称して窓の内側に貼付し通行人に見えるようなことは違反です。

選挙運動用はがき

選挙運動用として表示を受けたはがきを候補者からもらって知人等に出すことができます。記載する内容については虚偽や公序良俗に反することのないかぎり自由です。

同一世帯内宛の場合の表書きは連名でもよいが、工場、事業所会社等へ「御中」または「御一同様」等と書き回覧することはいけないことになっています。このはがきは必ず定められた郵便局に出すことになっています。

ビラの頒布

国の選挙に限りビラを頒布することができることになりました。頒布の方法は、選挙事務所内、立会演説会場の入口、個人演説会の会場内、街頭演説の場所において頒布することができるが散布することはできません。

個人演説会

個人演説会で、応援演説することができます。

個々面接

電車、バス、あるいは道路上でたまたま友人や知人に出会い、その機会を利用して投票を依頼することができます。

開票のとき・ところ

開票は次のとおりおこなわれます。指定された場所において開票状況を見ることができます。

ラジオ、テレビ等でも報道されることと思われます。

とき＝十二月五日（日）
午後七時三十分

ところ＝市立清明小学校体育館

投票の便宜供与

公選法、労働基準法等に、選挙の当日はその選挙権を行使するために投票所に行くときは必要な時間を与えるよう措置しなくてはならないとなっています。これは官公庁のみでなく、広く一般民間のすべての企業団体及び雇用主に対してこれを求めているものです。

立会演説会

次の日程で立会演説会を開催します。候補者の政策を直接聞けるよい機会です。お誘いあわせて最寄の会場へ参加しましょう。

◎十一月二十二日午後六時三十分　上野が丘公民館

◎十一月二十七日午後六時三十分　塩田解放会館

◎十一月三十日午後六時三十分　上田市民会館

◎テレビの政見放送もごらんになってください。

寄付の禁止

公職の候補者等は、時期や名目のいかんを問わず選挙区内にある人に対して寄付をすることは禁止されています。

候補者等とは、候補者、これから立候補しようとする意志を有する人、本人の行動等から見て立候補の意志を有する人と認められる人、すでに公職にある人等を総称します。

禁止の一例として、国会等見学におみやげをくばる。花輪をおくる。供花。香典。祝儀。お中元。お歳暮。入学祝。出産祝。お祭りの寄付。餞別。うちわ。カレンダー、他の選挙に選挙献金や政治献金をおくる。酒食の提供。正月等、自宅に来た者に酒食を提供する。給与の返上。色紙をおくる。表彰状に記念品をつける。協賛金。賛助金。催しのプログラム等に協賛金等の支出。この外に多数の例があります。

また、このほかに国や県や市町村等から補助金、利子補給等を受けたり、請負契約や物品納入契約、その他特別の利益を伴う契約の当事者（個人、会社、その他の法人など）は寄付が禁止されています。この場合、その相手方は候補者であると、政党その他の政治団体であるとを問わないとされています。

明るい選挙で明るい未来

上田市選挙管理委員会（☎㉒4100内線571有線②0901）